

労災保険における治療用装具等の取扱い

項目	取扱い
装着式収尿器 (人工膀胱)	支給 尿路障害者に支給
人工肛門受便器 (ペロッテ)	支給(装着式収尿器の取扱いに準ずる。) 人工肛門造設者に支給
浣腸剤	支給 せき髄損傷等神経系の障害による便秘症のある患者で、自力による排便管理の訓練を行っている者に支給
ソフトコンタクトレンズ	支給 (注)視力の屈折矯正のために使用するコンタクトレンズは除く。
補聴器	不支給 (傷病が治癒した者には、労働福祉事業から支給)
眼鏡	不支給 (業務災害により、視力が0.6以下に低下したのものについては、労働福祉事業から支給)
義眼	眼球摘出後眼窩保護用として支給
義歯	義歯を業務災害により破損した場合、これに要する修理は療養補償範囲に含める。
コルセット	療養上必要あるコルセットは療養の給付として支給すべき治療材料に属するものとして療養費として支給する。
歩行補助器 松葉杖	医療機関がこれを本人に貸与すべきであるが、療養目的をもって自己が購入した場合は、療養費として支給して差し支えない。
義肢装着前の訓練用装具 (練習用仮義肢)	病状固定前の仮義手及び仮義足(義手に係る装飾用並びに義足に係る作業用は除く。)については、診療担当に当たる医師の指示、指導のもとに使用する場合、1回に限り、治療用装具として療養費を支給する。
固定装具	支給
伸縮性ホウタイ	頭部・頸部・軀幹固定用の他四肢固定用についても支給を認める。 なお、バストバンド、トラコバンド等は軀幹固定用伸縮性ホウタイに含める。
保護帽子 (頭蓋骨欠損部分保護)	人工骨を挿入するまでの間、頭蓋骨欠損部分を保護するためのものとして支給
ポリネック	支給 療養上必要なものと認められる場合は保険給付して差し支えない。
フローテーションパッド	支給 自力による体位変換が不可能若しくは困難な状態が長期間にわたると見込まれる傷病労働者に対し、1人につき1枚支給
滅菌ガーゼ	支給 せき髄損傷等による重度の障害者のうち尿路変更による皮膚瘻を形成しているもの又は尿路へカテーテルを留置しているもの若しくはこれらに類する創部を有するもの。 自宅等で頻繁にガーゼを必要とするため、診療担当医が投与の必要を認めたもの。